

あかし市民活動応援助成金 Q&A

1 事業の要件について

Q 1-1 対象とならない事業(応募要領 P.1)として、自治会活動などの特定地域、参加者に限られた交流事業とありますが、自治会活動であっても、参加者を特定しない場合は申請できますか？

A 1-1 日ごろ自治会などが行う自治会限定のコミュニティ活動ではなく、その地域を超えて、広範囲で行う事業については対象となりますが、自治会限定の活動と受け取られないよう、自治会名とは別名称でご申請ください。

Q 1-2 対象とならない事業(応募要領 P.1)の3つ目にある、特定地域とはどの位の範囲ですか？

A 1-2 1自治会と規定している範囲や1マンションなどの敷地といった限られた範囲です。(自治会の範囲で活動している祭り実行委員会なども対象外です)

Q 1-3 活動場所は1か所ですが、対象とならない事業(応募要領 P.1)の3つ目にある特定地域にかかり、対象外となりますか？

A 1-3 活動場所が1か所であっても、活動者を広く募り誰でも参加できる形なら対象となります。

Q 1-4 寄付金を集めて事業をしたいと考えていますが、本助成金申請はできますか？

A 1-4 国、県、市、公益法人などから助成等を受けている、または受ける予定のある場合は対象となりませんが(応募要領 P.1)、個人や企業からの寄付を活用して事業を行う場合は、本助成金の対象となります。自主自立により継続的に事業を行っていくことは、市民活動の望ましい姿と考えています。

Q 1-5 「サポート10コース」と「サポート50コース」の助成回数(応募要領 P.2)の考え方について教えてください。

A 1-5 「サポート10コース」と「サポート50コース」では、同じ事業であっても来年度以降も継続的に支援できるよう、助成を受けられる回数の制限をなくしました。

ただし、年度ごとの申請、審査になりますので、今年度は本助成を受けられたとしても、来年度も継続して助成を受けられない場合もあります。

Q 1-6 年間を通じて、同じ目的で複数回事業を行っている場合は、1事業として申請できるのですか？それとも、そのうちの1回のみ申請となりますか？

A 1-6 目的が同じで、年間を通じた事業でその目的が達成できるものであれば、1事業として申請してください。

Q 1-7 対象とならない事業(応募要領 P.1) 1つ目にある、宗教的な活動とはどのような活動ですか？(特定の宗教の信者ではない)

A 1-7 特定の宗教活動だけでなく、地域の神社を拠点として行い、神輿の宮入など神事もある祭り等の活動も宗教的な活動に含み対象外となります。

(例)対象外の活動 神社の境内で祭りを実施、地域で神輿巡行し宮入するなど。

2 組織パワーアップコースについて

Q 2-1 申請書類を作成する前に、明石コミュニティ創造協会との事前相談が必要(応募要領 P.9)とありますが、必要な書類はありますか？

A 2-1 団体の概要が分かる書類をご用意ください。

3 「サポート50コース」公開審査会について

Q 3-1 公開審査会は5分程度の事業説明・PR(応募要領 P.3)とありますが、所要時間はどの程度でしょうか？説明にはどのようなものが使えますか？

A 3-1 5分程度の事業説明をしていただいた後、審査員からの質疑応答を予定しています。質疑応答を含み1団体15分程度を予定していますが、応募件数が多い場合は時間が短くなることもあります。

事業説明には、口頭での説明の他、文書や写真などの資料が使えます。また画像や動画での説明を行うためプロジェクターやスクリーンが必要な場合は事前にお申し出ください(パソコンは各自でご用意いただきます)。

4 備品の購入について

Q 4-1 サポート10、サポート50コースの備品購入費で備品として扱う金額が1万円以上となっていますが1品1万円以上でしょうか？合計金額でしょうか？

A 4-1 1品1万円以上です。

Q 4-2 見積もりはどんなものが使えますか？

A 4-2 お店や会社が作成した見積もりの他、インターネットの画面を出力したものやチラシ等で金額がわかるものも使えます。

5 記念品および賞品代について

Q 5-1 どのようなものが対象外となりますか？

A 5-1 寄付や物品を差し上げるだけといったものは対象になりません(体験学習型で作成したものを帰る場合は対象となります)。